カード型障害者手帳等発行のための
カードプリンタ及び発行システムの構築等委託

仕　様　書

箕面市

令和 2 年 5 月 19 日

1.　概要

本仕様書は、箕面市（以下、「本市」という。）・池田市・豊能町・能勢町の二市二町(大阪府箕面市萱野５－８－１　箕面市立総合保健福祉センター内)が障害者の情報を管理する障害者手帳発行システム等（以下、「上位システム」という。）からカードを発行するためのカードプリンタシステムの構築、機器の調達および保守管理等について規定する。

2.　調達等業務

2-1.　履行期間

(1)　カードプリンタシステム開発及び導入期間

契約日～令和２年（2020 年）８月 31 日予定

※規定構築期間約 2.5 ヶ月

※履行期間内に、システムの構築・設定・担当職員への操作説明・仮稼働(デモンストレーション等)等を行い、スムーズに本稼働できるよう協力・支援すること。

(2)　カードプリンタシステム稼動開始予定日

令和２年（2020 年）10 月１日

(3)　カードプリンタシステム導入後の保守期間は、別途記載する。

2-2.　調達内容

カードプリンタシステム　一式　（カードの調達は除く。）

（①レーザーマーキングプリンタ、②ノートパソコン、③スキャナー、④発行管理ソフト、⑤５年保守パック）

2-3.　カードプリンタシステムの要件

(1)　下記の規格に対応するレーザーマーキングプリンタ１台の調達

①　印字方式

ア　ファイバーレーザー発信方式（IDL-A＜ID レーザー社製＞と同等以上の製品）

イ　印字領域は、カード全面とすること。ただし、カード端より１㎜は除いてもよい。

ウ　モノクロ・片面印刷ができること。

エ　解像度 600×600dpi 以上であること。

オ　後述の規格のカードへの印刷が可能であるもの。

②　カードへの印字品質

ア　溶剤系化学薬品、可塑剤系化学薬品に直接触れた場合でも、プラスチックカード表面の印字・画像が劣化・剥がれなどが発生しないこと。

イ　水に直接触れた場合でも、印字・画像が劣化・剥がれ・色落ち等しないこと。

ウ　手で触ったときにわかる程度で盛上げ文字が印字可能なこと。

エ　紙やすり・鋭利な刃物等に接触しても、印字・画像などが剥離しないこと。

③　対応ＯＳ

Windows10 Pro 64bit のＯＳ環境で動作すること。

④　インターフェース

プリンタとパソコンの接続はUSB接続とする。ネットワークと接続できなくてもよい。

⑤　プリンタサイズ

幅700㎜(W)、縦400㎜(D)、高さ430㎜(H)以内の場所に設置可能であること。

⑥　ホッパ容量

ア　インプットホッパにカードが150枚以上収納可能であること。

イ　アウトプットケースにカードが50枚以上収納可能であること。

⑦　印字スピード

モノクロ片面印字で60秒/枚以内であること。(データ転送時間は含まない。)

⑧　印字機能

接続されたパソコンの保有するフォント(外字含む。)、写真イメージ、ＱＲコード等の2次元コードを印刷すること。文字サイズは１ポイント以下も対応できること。ＱＲコードは、漢字・全角仮名で200字程度搭載でき、又、文字数に関わらず1.5㎝四方程度のサイズでＱＲコードが印刷可能であること。

⑨　安全性

PSE（電気用品安全法）適合、レーザー製品の安全基準（IEC-60825-1）クラス1適合であること。

⑩　カード詰まり

カードが詰まった場合は容易に取り出せること。

⑪　電源

AC100V 50/60Hzとする。

⑫　その他

本仕様書に基づく委託契約(以下、「本契約」という。)後、最低5年間は保守部品が供給されること。

(2)　下記の規格に対応するパソコン１台の調達

①　OS: Windows10 Pro 64bit

②　CPU: インテル Core i5以上

③　メモリー: 8GB以上

④　HDD: 500GB

⑤　USB: 3口以上

⑥　その他: ノートパソコンであること。

⑦　上位システムに接続するためのケーブル及びハブを同梱すること。

⑧　(1)のプリンタ及び(3)のスキャナーに接続できるケーブルを同梱すること。

※本契約後最低5年間は保守部品が供給されること。

(3)　下記の規格に対応するオートフィードイメージスキャナ１台の調達

①　富士通イメージスキャナ fi-7300NXと同等以上の製品

※後述する自動写真入力パッケージソフトを安定して稼働させるため、インテリジェントマルチフィード機能、60 枚/分オートフィード読取、80 枚までの連続読取、インターフェース 3 種対応(USB/有線 LAN/無線 LAN)等を持っていること。A4 対応機種であること。

② 本契約後最低 5 年間は保守部品が供給されること。

(4) 下記の規格に対応するソフトウェア一式の調達

複数台のパソコンに設置された上位システムから受け渡された CSV データ等を利用できる以下の 4 種類のソフトウェアを調達すること。

また、カードデザインは本市の指定するフォーマットに対応できること。

① 写真入力台紙発行パッケージソフト

※写真を使用しない場合、写真の部分に文字入力などの対応ができること。

※写真入力台紙発行時に、写真貼付用の枠および申請者基本データ、ＱＲコード、ＱＲコードに掲載された障害名についても印字でき、また台紙を複数枚印刷できるものであること。

② 自動写真入力パッケージソフト

③ カード発行管理パッケージソフト

※写真を使用しない場合、写真の部分に文字入力などの対応ができること。

※CSV データを参照し、二市二町（箕面市・池田市・豊能町・能勢町）の市町名および各市町の電子公印を使い分けられるような対応ができること。

④ ＬＧＷＡＮデータ転送パッケージソフト

⑤ ①～④について本契約後最低 5 年間は法改正などによるソフト改修・保守等が提供されること。

2-4. カードプリンタシステムの構築・設定

3-3 の機器及びソフトウェアにて構築されたカードプリンタシステムを使用し、上位システムで Excel 又は Just Calc にて作成した CSV データを取り込んでカードを作成できるようにすること。

なお、カード及び CSV データのレイアウトについては本市と納入業者で協議の上、決定する。

2-5. 納入作業等

(1) 全体納入計画

カードプリンタシステム等の納入が滞りなく行われるように予め全体納入計画を策定し、本市の承認を得ること。

(2) 納入方法

カードプリンタシステム等の納入は、必ずしも納入業者が直接に行う必要性はないが、対象が精密機器であることを十分に考慮した納入方法とすることとし、事前に本市の承認を得ること。

(3) 作業手順書の作成

納入されたカードプリンタシステムの設定は原則納入業者が行うが、移設等職員が行う場合に備えて、必要な作業一切のマニュアルを用意すること。そのマニュアルの作成に当たっては職員の知識・経験を考慮し、容易に理解できるように十分に配慮すること。設定及び接続がうまくいかない場合に備えて電話、電子メール等によるサポート体制を整えること。

(4)　カードプリンタシステムにおいて、部品の供給、修理交換について納入後一年間保証すること。

(5)　納入に際しては設置場所において、操作説明を本市の担当者にすること。

(6)　カードプリンタシステムの納入により、上位システムに影響を与えた場合、原因について協議の上、納入業者が責任をもって対応すること。

2-6.　カードプリンタシステムの納期

令和２年８月 31 日とする。

ただし、納期の前日までに本市の担当者がカードプリンタシステム接続、動作確認を行い、検証、検収が完了できるようにすること。

納品後、令和２年 10 月１日の稼働開始までのテスト期間中に発生したシステム障害及び機器の不具合については納入業者が無償で修繕・交換等の対応をすること。ただし、故意に発生した場合を除く。

2-7.　納入場所

箕面市健康福祉部広域福祉課（大阪府箕面市萱野５－８－１　箕面市立総合保健福祉センター内）

3.　納品及び納入成果物について

(1)　カードプリンタシステムとは、障害者手帳（身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳）の交付申請内容に基づき、箕面市健康福祉部広域福祉課が保有する上位システムから、申請者の基本情報を取り込み、申請者から提供された写真の画像及び本市が指定するカードデザインをプラスチックカードに印刷するシステムとする。

(2)　カードプリンタシステムについては、上記の納期及び納入場所に納入するものとする。

(3)　納入成果物は、以下のとおりとし、日本語で記載し、原則として Microsoft Excel、Microsoft Word、Just Note 又は Just Calc の電子ファイルで作成すること。

ア　全体計画書

イ　作業手順書

ウ　動作確認報告書

なお、納入成果物は、CD 等の記録媒体に記録し、本市に１セット納入すること。

4.　対応カードの規格等

①　対応カードサイズ

縦 53.98 ㎜×横 85.6 ㎜とする。

② 対応カード材質

ア 耐熱 PVC 等とする。積層構造の中にレーザーマーキングによる発色層を両面に有すること。

イ 表面はパール加工(1 色刷)、裏面はサインパネル加工及び黒色(2 色刷)とし、カードデザイン費(2 種類かつ両面)込みで、10,000 枚あたり 59 万円以下（税抜）で調達できるものとする。提供するカードプリンタシステムは、同品質のカードへの印刷に対応できるものであること。

ウ 対応カードに係る費用は、別途見積合わせを行い、最も安い金額を提示した事業者と別途契約する。ただし、いずれの事業者も上記費用を超える見積を提示した場合は、本契約の落札者が上記費用の範囲内で見積書を提示して契約すること。

③ 対応カードの厚さ

ア 使用するカードは厚さ 0.76 ㎜±0.08 ㎜とする。

イ プリンタにおいては上記アの範囲において調節可能であること。

5. 保守について

(1) 保守形式

保守は、オンサイト形態とし、カードプリンタシステムの機器及びソフトウェアの保守を含めて、5 年間の保守パックの形式で提供すること。ただし、当初に定めたパッケージソフトの内容を変更する場合あるいは本市が別途調達した機器等はシステム保守に含まず、別途費用を協議の上支払う。

(2) 履行期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 60 ヶ月間

(3) 保守内容

① 使用上の問い合わせに対し、電話、ＦＡＸ、電子メールによる保守運用支援を行うこと。

② 対応時間は原則として月曜日から金曜日の 9 時 00 分から 17 時 30 分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。

③ 法令等の改正及び地域標準仕様の変更によるカードデザインの変更に対応できること。

④ ソフトウェアの改訂版及びソフトウェアのリリースノート、インストレーション平準化について提供を行うこと。

(4) 契約形態について

本契約締結による導入当初は、5 年間の保守パック形式の提供とする。保守対象期間満了後は、本契約の委託者及び受託者に支障がない限り、6 カ月間又は 12 ヶ月間の単年度契約とする。

6. 無償保証について

(1) 納入業者が納入した物品・システムについて、通常業務上起こり得る機器の故障及び破損については納入業者が、当初1年間は無償で保証することとし、納入業者が機器を受け取ってからおよそ7日以内に修理等を完了し、本市に納品すること。ただし、センドバック保守を行い、送料が生じた場合は、納入業者が負担することとする。

(2) 納入業者は、対応窓口を設置して、一元的に対応できる体制を整えること。

(3) 受付及び対応は原則として月曜日から金曜日の9時00分から17時30分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び12月29日から1月3日までは除く。

7. 応札方法について

応札額はカードプリンタシステム一式と付属品の売買費用及び保守費用(5年分)、システム導入に係る費用一式とし、その合計額が一番安価な業者とする。

8. 支払方法

納入業者への支払いについては、納品されたカードプリンタシステムの動作検証後、一括で支払う。ただし、別途費用が発生した場合は、協議の上、支払うこととする。

9. 納品検査確認方法

納入業者は、令和2年8月31日期限のカードプリンタシステム納入完了後、納品完了報告書を、本市に提出し確認を受けること。

10. 機密保持等

本契約に関して、本市が開示した情報(公知の情報等を除く。以下同じ。)及び本契約履行過程で生じた情報及び納入成果物に関する情報は、本契約の目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な処置を講ずること。

また、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

11. その他

(1) 本仕様書は業務遂行するための最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。

(2) 納入過程において、機器等の亡失、損傷等の事故が発生した場合は、速やかに本市の担当者に連絡すること。

(3) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、事前に本市と協議し、決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を受託者が作成し、確認を受けること。

(4) 納入時の梱包材などは、納入完了後、特段の理由かない限りすべて納入業者が持ち帰ること。

(5) 日本語での対応ができること。

(6)　保守等で第三者に委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。